

# 府中第十中学校生徒会規約

## 第一章 総 則

第1条（名称）この会は、府中市立府中第十中学校生徒会と称する。

第2条（会員）本会は、本校生徒全員を会員とし、これによって構成される。

第3条（目的）本生徒会は互いに協力し合い、本校生徒に関する諸問題について積極的に、かつ、自主的な活動を通じ、互いの個性を伸ばし、民主的な生徒会運営をし、本会の向上発展を願い、よりよい校風を築くことを目的とする。

## 第二章 組 織

第4条 本会は次の機関を置く。

1. 生徒総会          2. 役員会          3. 中央委員会          4. (各) 学年委員会
5. 各種委員会      6. 特別委員会

第5条 生徒総会は、全会員によって構成する最高議決機関であり、年1回開催する。

なお、役員会、中央委員会が必要と認めた場合には、臨時生徒総会を開くことができる。

第6条 生徒総会において、全会員は発言する権利を持つ。

第7条 生徒総会で決議すること。

1. 規約の改正          2. 経過報告（事業）          3. 年度計画の決定
4. その他、本会の運営に関する重要な事項

第8条 役員会は総会の開催期日を会員に公表する。

第9条 生徒総会を円滑に運営するために議長団をおく。

第10条 議長団は議長2名、議事運営委員2名とする。

## 第三章 役 員 会

第11条 本会は次の役員をおき、任期は1年とする。

1. 会 長    2学年1名
2. 副会長    1・2学年各1名
3. 役 員    1・2学年各2名

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会 長    生徒会を代表し、本会を統轄する。
2. 副会長    会長を助ける。場合によっては会長を代行する。
3. 役 員    生徒会の庶務全般を担当する。本会の事務記録及び会議記録をし、保管する。

役員の選出は、別の選挙規定で定める。

## 第四章 運 営

第 13 条 中央委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

1. 招集は中央委員会の議長が行う。
2. 構成は、生徒会役員、学級代表委員と各種委員長とする。
3. 本会は毎月 1 回の開催を原則とする。学級の要請により臨時会も開催する。

第 14 条 中央委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第 15 条 各種委員会は、各クラスから選出された 2 名によって構成され、委員長は互選とする。

また、特別委員会は、その都度構成を検討する。

なお、委員長の選出は、各種委員会と同様とする。

### ○各種委員会

#### ① 環境美化委員会

- a) 校舎内外の清掃、及び美化活動の計画・推進・点検（清掃用具・教室備品・ガラス・カーテン）
- b) リサイクル活動の推進
- c) 生活環境の向上に努める。

#### ② 図書委員会

- a) 図書室の管理、運営に当たる。

#### ③ 保健委員会

- a) 保健衛生・健康管理に対する問題解決を図る。
- b) 健康診断・計測事務の補助に当たる。
- c) トイレットペーパー・石けんの補充に当たる。

#### ④ 体育委員会

- a) 体育的行事の企画、運営に当たる。
- b) 校内体育活動の奨励に努め、体力向上の促進を図る。

#### ⑤ 広報委員会

- a) 学校の広報活動全般に関わる。

#### ⑥ 給食委員会

- a) 学校の給食活動全般に関わる。

## 第五章 会 計

第 16 条（経費）

1. 本会の経費は市からの交付金をあてる。
2. 会計年度は 4 月から翌年 3 月までとする。

## 第六章 議 決

第 17 条 会議は、すべてその会を構成する会員の 3 分の 2 をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、生徒総会における規約の改正は、全会員の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

## 第七章 付 則

第 18 条 本会の規約は、生徒総会の承認があれば改正することができる。

第 19 条 本会の規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 学年委員会に関する規定

第 1 条 各学年委員会は、月 1 回以上開くことを原則とし、学年・学級の諸問題の解決に当たる。

第 2 条 学年委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名を選出し、議事の運営とその処理に当てる。

第 3 条 学年委員会は、各学級代表委員が構成する。

### 学級活動に関する規定

第 1 条 学級活動は、学校生活の基盤であり、会員の親睦を図り、楽しく学習する場であることを理解し、自主的に活動する。

第 2 条 学級活動は、学級の全員がいずれかの委員会または係に属し、自主的な活動を通して学級生活の向上を図る。なお、必要に応じて学級独自の係を設けることができる。

第 3 条 学級の各委員・各係は、定められた任務をよく理解し、責任を持って果たすように努める。

## 生徒会組織図

